

令和6年御殿場市議会
12月定例会議案資料

件名	頁
議案第52号関係資料	1
議案第53号関係資料	2
議案第56号関係資料	3
議案第57号関係資料	5
議案第58号関係資料	7
議案第59号関係資料	11
議案第60号関係資料	15
議案第61号関係資料	18
議案第62号関係資料	19
同意第7号関係資料	23

議案第52号関係資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の概要について

1 趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行に伴い、関係する条例について所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

刑法等一部改正法の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、条例においても「懲役」及び「禁錮（禁固）」の文言を「拘禁刑」に改めます。

3 対象条例

- ・御殿場市表彰条例（昭和41年御殿場市条例第28号）
- ・御殿場市議会個人情報保護条例（令和4年御殿場市条例第43号）
- ・御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（昭和32年御殿場市条例第25号）
- ・御殿場市職員の給与に関する条例（昭和30年御殿場市条例第15号）
- ・御殿場市職員の退職手当に関する条例（昭和38年御殿場市条例第12号）
- ・御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例（平成21年御殿場市条例第19号）
- ・御殿場市法定外道路管理条例（平成14年御殿場市条例第12号）
- ・御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成8年御殿場市条例第42号）
- ・御殿場市河川管理条例（昭和46年御殿場市条例第22号）
- ・御殿場市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年御殿場市条例第5号）
- ・御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年御殿場市条例第40号）

4 施行期日

令和7年6月1日（刑法等一部改正法の施行期日）

5 経過措置

この条例の施行前にした行為の処罰及び人の資格に関する規定の適用等については、所要の経過措置を設けます。

議案第 5 3 号関係資料

御殿場市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の概要について

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、法の引用規定に関し、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

法改正により、御殿場市税賦課徴収条例及び御殿場市都市計画税条例において引用する法人番号に係る規定の条項にずれが生じるため、これに対応するための改正を行います。

3 施行期日

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

議案第56号関係資料

御殿場市民会館大ホール舞台用電気設備改修工事の概要について

1 事業の経緯

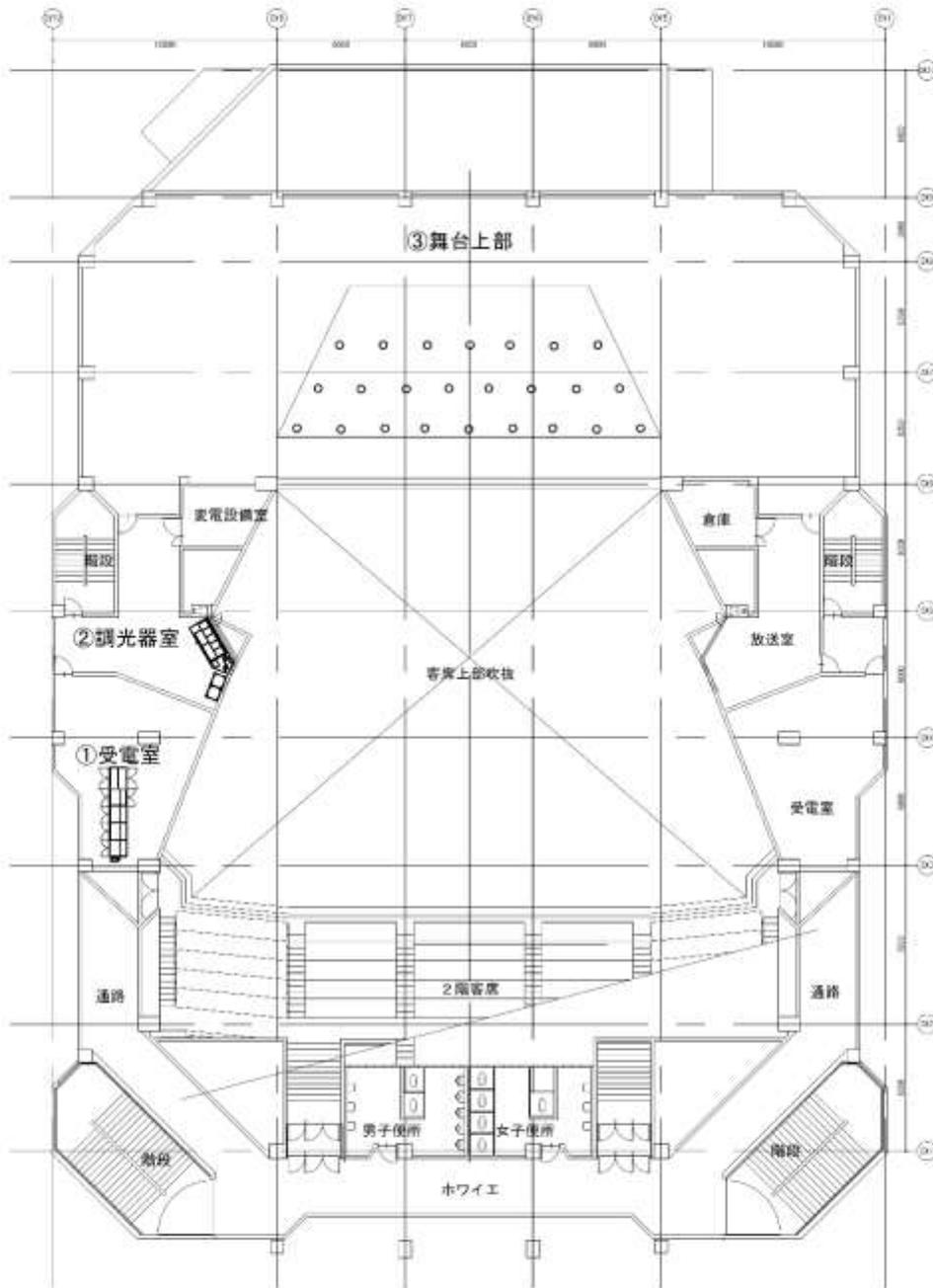
市民会館大ホールの舞台用調光器設備は、平成8年度に更新してから既に25年以上が経過しており、老朽化による故障の発生、交換部品の生産中止等により、運用面において支障が生じています。

このことから、市民会館大ホールを長期に渡り安全かつ機能的に利用するため、舞台用調光器設備の更新及び舞台用演出照明のLED化を行うものです。

2 工事の概要

- (1) 工 事 名 御殿場市民会館大ホール舞台用電気設備改修工事
- (2) 工 事 箇 所 御殿場市 萩原 地内
- (3) 完 成 期 限 令和7年9月30日
- (4) 工 事 内 容 市民会館大ホール舞台用電気設備に係る改修工事
 - ① 受 電 室：主幹盤、分岐主幹盤及び調光盤の更新
 - ② 調光器室：調光制御ラックの一部改修
 - ③ 舞台上部：舞台演出照明のLED化

平面図



施設概要
鉄骨鉄筋コンクリート造
5階建て/地下1階
延床面積：3,345㎡

凡例（工事対象）
①受電室：調光盤
②調光器室：調光装置
③舞台上部：演出照明LED化

議案第 5 7 号関係資料

新御殿場市立図書館等外構整備工事の概要について

1 事業の経緯

新御殿場市立図書館につきましては、「郷土を知り、学びを育み、相互につながる図書館」を将来像に掲げ、郷土資料館機能を併せ持つ魅力あふれる新図書館の整備を目指し、令和6年1月に建設工事に着手しております。

本工事は、新図書館等の外構を整備することを目的として実施するものです。

2 工事の概要

- (1) 工 事 名 新御殿場市立図書館等外構整備工事

- (2) 工 事 箇 所 御殿場市 萩原 地内

- (3) 完 成 期 限 令和8年3月18日

- (4) 工 事 内 容 新御殿場市立図書館等に係る外構整備工事（敷地面積17,430㎡）
 - ① 駐車場：108台、バイク10台
 - ② 調整池：地下式調整池734㎡
 - ③ その他：構内通路、屋外テラス、植栽、擁壁及び雨水排水

議案第58号関係資料

御殿場市立西学校給食センター備品（荷受検収室等厨房機器）の取得について

1 事業の経緯

御殿場市立西学校給食センターは平成2年度に建設され、30年以上が経過しています。長年の施設運用の中で、建物及び厨房機器を主とした設備の老朽化が進み、「安全安心な給食の提供」に不都合が生じることが懸念されることから、令和3年度から改修工事を実施し、令和7年度の完成を予定しています。

今回の事業は、第Ⅳ期工事として令和7年度の夏期休暇中に実施予定の荷受検収室等改修工事に併せて、荷受検収室等の備品（厨房機器）を更新するものです。

なお、納期につきましては、昨今の原材料不足、物価高騰の影響による物品の納期遅延等を考慮し、令和7年8月29日と余裕を持たせています。

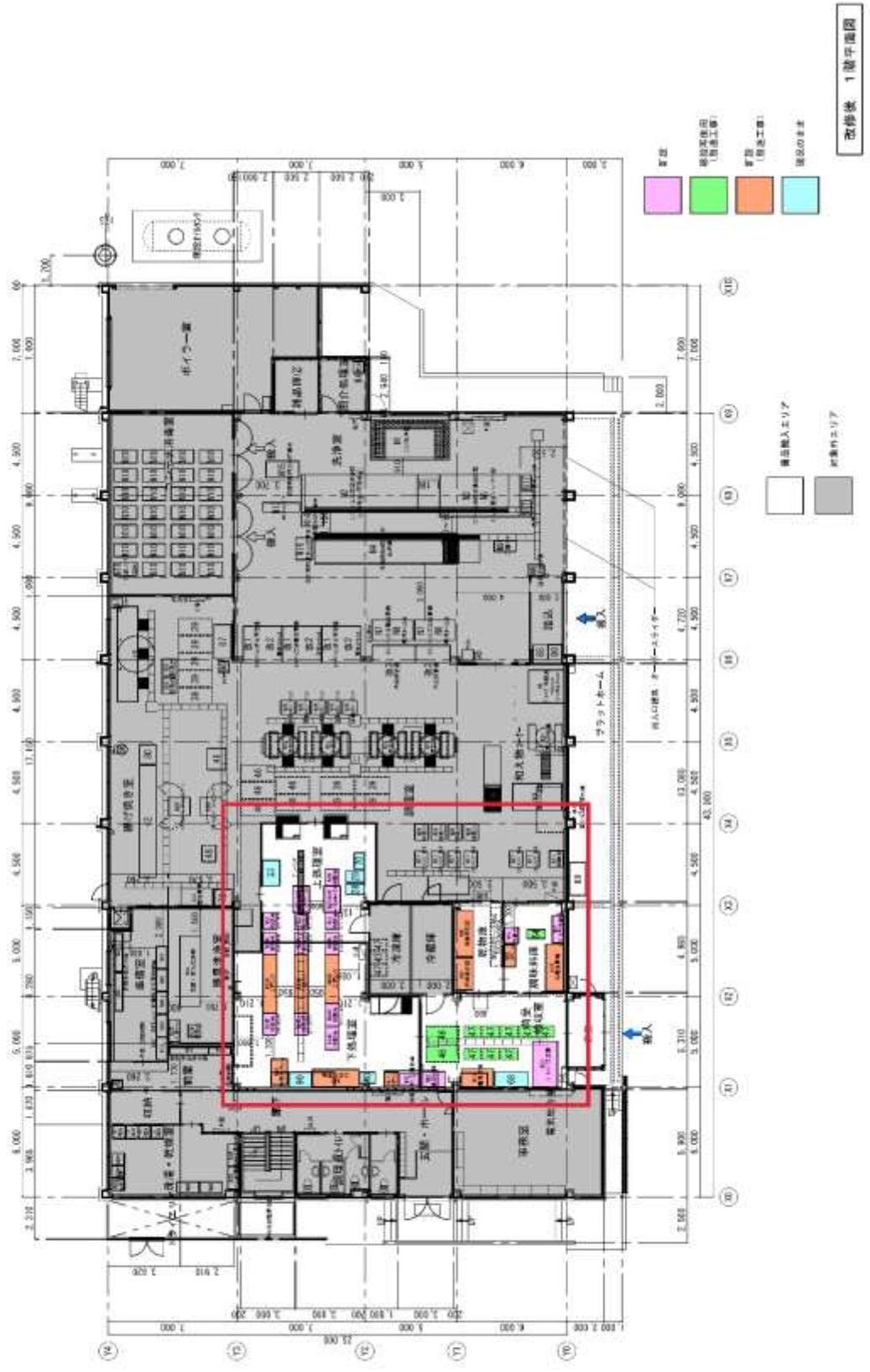
2 令和6、7年度備品購入事業の概要

- (1) 取得物件 御殿場市立西学校給食センター備品（荷受検収室等厨房機器）
次頁のとおり
- (2) 取得金額 22,770,000円
- (3) 納期限 令和7年8月29日

御殿場市立西学校給食センター備品（荷受検収室等厨房機器）

番号	品名	数量	単位	備考
N46	球根受け用L型運搬車	1	台	
N48	球根皮剥き機（SUS製・ドライ仕様）	1	台	
N50	プレハブ冷凍庫（ウォークインタイプ 内外面SUS仕様）	1	台	
N53	作業台（ドライ仕様・背立付）	1	台	
N54	テーブル形冷蔵庫	1	台	
N28	移動台（ドライ仕様）	4	台	
N34A	移動台（ドライ仕様）	3	台	
N34B	移動台（ドライ仕様）	3	台	
N34C	移動台（ドライ仕様）	1	台	
N35	フードスライサー	2	台	
N35a	フードスライサー用切刃	1	式	
N36	フードスライサー置台	2	台	

御殿場市立西学校給食センター 全体平面図



議案第59号関係資料

指定管理者の指定に関する参考書（御殿場市御胎内温泉健康センター）

1 候補者選定の経過及び結果

御殿場市御胎内温泉健康センターの指定管理者の候補者について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第2号により、非公募にて選定を実施しました。

(1) 申請受付期間

令和6年8月14日（水）から令和6年8月21日（水）まで

申請団体 一般社団法人印野郷土振興協会

(2) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和6年10月22日（火）

御殿場市御胎内温泉健康センターの指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定審査会を開催し、審査を実施しました。

(3) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定審査会の審査結果を受け、御殿場市御胎内温泉健康センターの指定管理者の候補者は、「一般社団法人印野郷土振興協会」に決定しました。

2 一般社団法人印野郷土振興協会の概要

(1) 設立年月日 昭和33年5月24日 社団法人設立

平成25年4月1日 一般社団法人へ移行

(2) 所在地 御殿場市印野1699番地

(3) 代表者 理事長 勝間田 政道

(4) 事業内容 公益目的事業としての教育事業、地域振興事業、福祉事業、勸業事業、環境事業、防犯・防災事業、不動産賃貸事業、公の施設の指定管理事業

(5) 事業実績 御殿場市富士山交流センター（富士山樹空の森）指定管理業務、御殿場市たくみの郷指定管理業務、印野地区スポーツ公園（丸尾パーク）指定管理業務、御胎内温泉健康センター指定管理業務、御胎内清宏園管理運営業務

3 非公募理由

(1) 併設施設の存在

御殿場市御胎内温泉健康センターは、印野郷土振興協会が建設し、平成9年6月から現在に至るまで管理運営している施設です（令和2年4月からは指定管理者として管理運営）。

印野郷土振興協会は、隣接する富士山樹空の森、たくみの郷及び丸尾パークの指定管理者であるとともに、御胎内清宏園の管理運営も行っており、これらの5施設を「御殿場リゾート富士の郷」として、一体的な事業展開を行っています。

(2) 併設施設との効率的・効果的な運営

隣接する施設を管理運営する印野郷土振興協会が指定管理者となることで、次のような効率的・効果的な運営が期待できます。

ア 各施設と連携したパンフレットの作成、ホームページでの紹介、PR活動等により、効果的な広報活動及び魅力発信、経費の縮減等が可能となります。

イ 各施設と連携した一体的な事業を行うことにより、更なる集客が期待できます。

ウ 清掃、メンテナンス等を同一業者に委託することにより、経費の縮減を図ることができます。

エ 一時的な人員不足が生じた場合の相互支援等の効率的な運営ができます。

(3) その他

御殿場市御胎内温泉健康センターは地域振興、福祉向上、観光活性化等に寄与することを目的として平成9年6月に開館し、印野郷土振興協会が現在に至るまで管理運営している施設であり、施設の管理運営方法を熟知しています。

また、印野郷土振興協会は地域住民で構成されており、地域の事情にも明るいことから、地域の力を活用した管理運営による観光の進展及び地域振興が期待できます。

4 指定管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 管理運営の基本方針

御殿場市御胎内温泉健康センターの設置目的である「地域観光の進展、地域の振興、市民の健康増進及び福祉の向上に寄与する」ことを十分に理解し、公共施設としての役割を担いながら、富士山樹空の森、たくみの郷、丸尾パーク及び御胎内清宏園とともに「御殿場リゾート富士の郷」として連携することで、交流人口を増大させる目標を達成するよう、多くの来館者の確保に努めます。

また、費用対効果を意識した効率的な管理運営に努めます。多くの方々に来館いただけるよう、地域の魅力を幅広く、積極的かつ効果的に発信するとともに、「地域ぐるみの温かいおもてなし」により質の高いサービスを提供し、来館者の満足度を高め、新規来館者の確保及びリピーターの拡大に努めます。

(2) 市民ニーズの把握及び市民サービスの向上

利用者ニーズを把握するため、来館者とのコミュニケーションによる情報収集、館内意見箱の設置、WEB上の口コミ情報の注視等のモニタリングを行い、サービスの向上を図ります。同時に、近隣施設に寄せられた意見等も積極的に取り入れ、運営に活用します。

また、利用者に安全・快適な環境を提供し続けるため、P D C Aサイクルによる業務改善に努め、計画的・効率的な管理運営体制を構築します。

(3) 利用に関する平等性の確保

公共施設を管理運営する者としての責任を自覚し、「正当な理由がない限り利用を拒まず、特定の個人や団体の利用を優先することのない」を目標に、いつでも、誰もが、公平・平等に、安全・安心で快適に利用できる施設にします。

また、職員研修により目標及び取組みの周知徹底を図るとともに、意識向上に努めます。

(4) 人員配置計画

支配人1名、総務主任1名、営業部門に営業主任を含む7名、管理部門に管理主任を含む2名を配置し、総勢11名体制とします。平成9年の開館から現在に至るまで引き継がれてきた管理運営の知識・経験及び人材を効率的かつ有効に活用し、質の高いサービスを提供します。

また、緊急時には、近隣施設と相互に連携しサポートできる体制を整えます。

(5) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守します。また、個人情報取得の際は、利用目的及び個人情報を取り扱う範囲を明確化し、利用者の了承を得た上で、個人情報をお預かりします。

(6) 環境への配慮

環境負荷低減のため、使用するエネルギー等の最適化を図ります。また、廃棄物の減量、リサイクルの推進等、御殿場市環境マネジメントシステムの理念に沿って、環境に配慮した施設の管理運営に取り組みます。

(7) 環境衛生

衛生的な浴槽及び清潔な館内を保ち、利用者が安全・安心で快適に利用できるよう、法令等に基づいた計画的な清掃、環境衛生業務及び施設・機器等の保守点検を行います。

(8) 防犯・危機管理対策

不審者及び不審物に対する対応等について御殿場市御胎内温泉健康センター危機管理マニュアルを策定し、緊急時に的確かつ迅速に対応できる体制を整えます。また、利用者の避難誘導を想定した訓練等を実施し、施設利用者の安全確保に努めます。

(9) 事業計画

管理運営の基本方針に基づき、夏季等の来館者の多い時期の臨時営業及び各種の自主事業を実施します。

自主事業は、ポイントカードの発行、ゆず湯のサービス、お客様感謝DAYの開催等、来館者に楽しんでいただける事業を引き続き行います。併せて、近隣施設と連携したイベントの実施、セット券及び相互利用割引券の販売等を行うほか、売店のお土産に、

御殿場の名産品及び特産品、印野地区の地場産品等を取り揃えます。

また、モニタリングの活用により利用者ニーズを把握し、自主事業の展開に結び付けるとともに、施設の魅力をホームページ、SNS等で積極的に発信していきます。

(10) 収支計画

自主事業、近隣施設との連携等を利用者の増加に繋げ、収益増加を図ります。

また、効率的な人員配置及びジョブローテーションにより人的コストの抑制に努めるほか、備品調達、修繕委託等における外注費の縮減、省エネ・廃棄物減量の取組み強化等により、支出額を圧縮します。ムリ・ムダ・ムラの3Mを排除し、適正な収支計画のもと、経営資源の有効な活用に努めます。

指定管理者の指定に関する参考書（遊RUNパーク玉穂）

1 候補者選定の経過及び結果

遊RUNパーク玉穂の指定管理者の候補者について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第2条第4号により、非公募にて選定を実施しました。

(1) 申請受付期間

令和6年8月14日（水）から令和6年8月23日（金）まで

申請団体 一般社団法人玉穂報徳会

(2) 御殿場市指定管理者選定審査会審査

令和6年10月22日（火）

遊RUNパーク玉穂の指定管理者の選定について、指定管理者指定申請書に基づき、御殿場市指定管理者選定審査会を開催し、審査を実施しました。

(3) 指定管理者候補者の決定

御殿場市指定管理者選定審査会の審査結果を受け、遊RUNパーク玉穂の指定管理者の候補者は、「一般社団法人玉穂報徳会」に決定しました。

2 一般社団法人玉穂報徳会の概要

(1) 設立年月日 昭和35年1月7日 公益社団法人設立

平成24年4月1日 一般社団法人へ移行

(2) 所在地 御殿場市菜萁沢750番地

(3) 代表者 理事長 勝又 保彦

(4) 事業内容 教育事業、公共事業、福祉事業、勸業事業、自治振興事業、環境事業、防災事業等に対する助成事業、社会教育、産業経済等の振興を図り地域社会の健全なる向上を推進する事業、奨学に関する事業、山林の撫育管理に関する事業、行政施設の管理運営事業、不動産賃貸事業 等

(5) 事業実績 ふれあいプール玉穂指定管理業務、玉穂地区東広場指定管理業務、玉穂地区西広場指定管理業務、遊RUNパーク玉穂指定管理業務

3 非公募理由

(1) 地域等の活力を活用した管理

地域住民で構成された玉穂報徳会は、地域と密接な関係があり、地域が持つ事情を熟知しているため、地域ニーズにあった事業の実施が可能となります。

また、地域住民の雇用及び地域団体・法人等と連携した協力体制により、地域密着型の管理運営が期待できます。

さらに、当施設は災害時における防災拠点機能を有していますが、玉穂報徳会が玉穂支所内に事務所を置いていることから、災害対策支部となる支所と密に連携ができます。

(2) 効果的・効率的な管理運営

ふれあいプール玉穂、玉穂地区東広場及び玉穂地区西広場の指定管理者である玉穂報徳会が指定管理者になることにより、各施設間の連携を図ることで、経験豊富な職員によるバックアップが可能となります。

4 施設管理及び運営に係る候補者の提案要旨

(1) 運営に関する基本方針

あるがままの自然環境を生かした設備を特長とし、地域住民の健康増進に寄与し、ふれあいの場、自然環境学習の場等としての活用及び防災拠点としての活用ができる施設を目指します。

(2) 市民ニーズの把握及びサービスの向上

利用者は幼児から高齢者まで幅広く、そのニーズも多岐にわたるため、ニーズの把握方法として、アンケート、モニタリング、職員の声掛け等を実施し、利用者の意見・要望等を聴取し、迅速に対応します。

また、ホームページの改善、パンフレットの常備・改善により、適正情報の提供に心がけ、常に多様なニーズに柔軟かつ適切に対応できるよう運営管理体制を確立します。

(3) 利用に関する平等性の確保

利用者が公平に利用できるよう、利用者の声に耳を傾け、関係者一丸となって問題点を共有し、改善意識の徹底を図ります。

また、利用弱者である高齢者、障害者、妊産婦等に対する配慮を行い、誰もが楽しめるような運営を行います。

(4) 環境への配慮

施設周辺には、玉穂報徳会の所有地があるため、環境学習の場を提供する等の一体性のある管理運営を目指します。

また、御殿場市環境マネジメントシステムマニュアルに従い、環境に配慮した施設の運営に努め、緑のリサイクルを推進し、次世代へ豊かな自然を継承します。

(5) 防犯対策

遊RUNパーク玉穂危機管理マニュアルに従い、施設内の秩序を維持し、犯罪及び災害の発生を警戒・防止し、財産の保全及び利用者の安全を守るため、保安警備業務を適切に行います。

(6) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律等について、従事者に周知・徹底を図ります。また、玉穂報徳会の規程に定める留意事項及び安全管理措置を遵守します。

(7) 利用者の安全確保・危機管理対策

遊RUNパーク玉穂危機管理マニュアル及び遊RUNパーク玉穂地震防災規程に従い、緊急時に的確かつ迅速に対応できる体制を整えています。

(8) 自主事業

施設の設置目的の達成、利用の活性化及び利用者・地域住民等による魅力的な公園づくりの機会と捉え、利用状況や要望に応じ、事業の充実を図り、公園の賑わいを創出し、公園に足を運ぶきっかけを作るための事業（集客型事業）及び自然と触れ合う機会を提供し、公園の魅力を向上させる事業（常設型事業）の実施を検討します。

議案第 6 1 号関係資料

静岡地方税滞納整理機構規約の変更の概要について

1 趣旨

静岡地方税滞納整理機構は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）に規定する広域連合であるため、その規約を変更するに当たり、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となります。

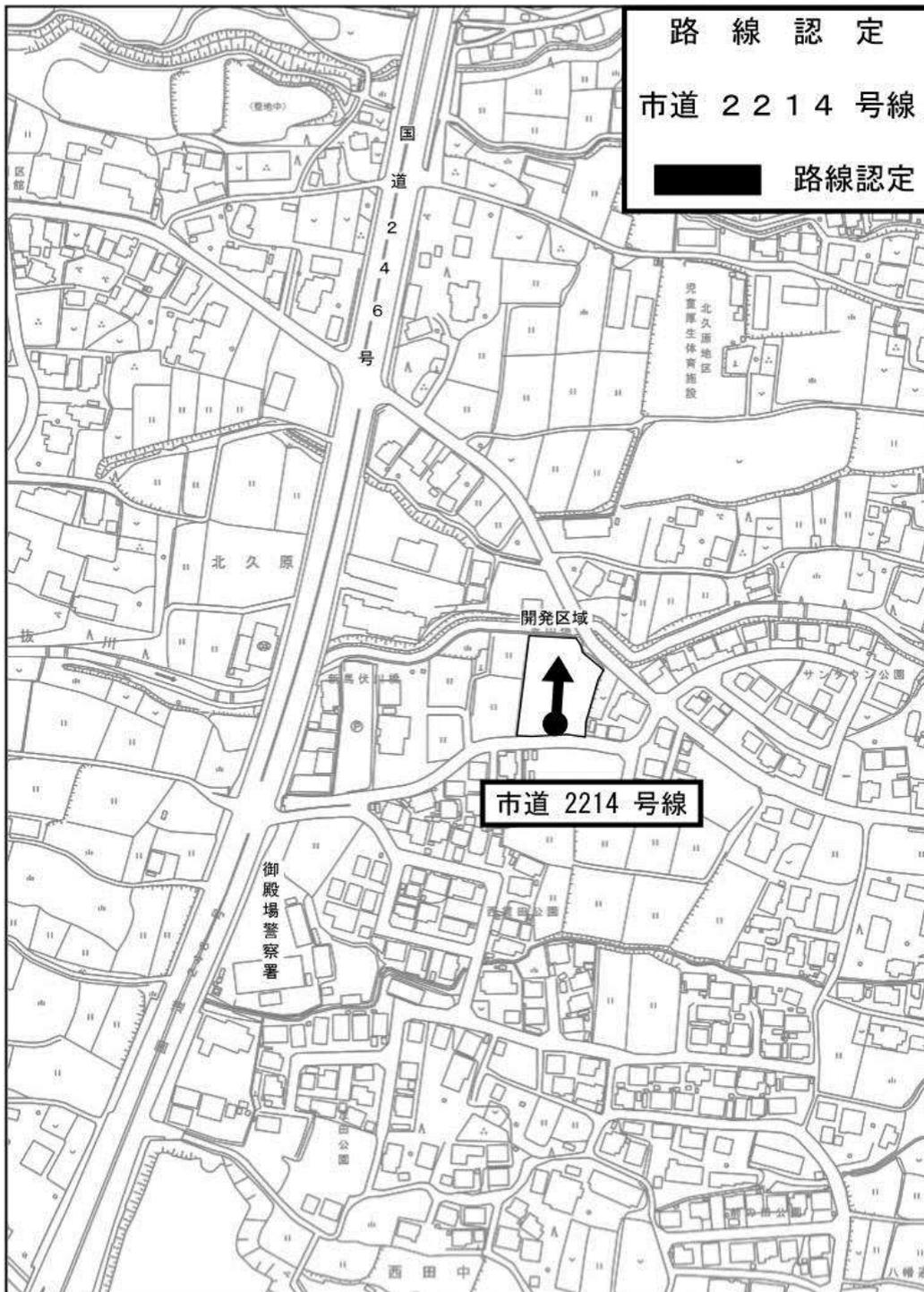
2 変更の内容

税制改正により森林環境税及び特別法人事業税が創設され、これらの税に係る滞納事案について、静岡地方税滞納整理機構が構成団体から引き受ける事案となるため、必要な規約の変更を行うものです。

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日

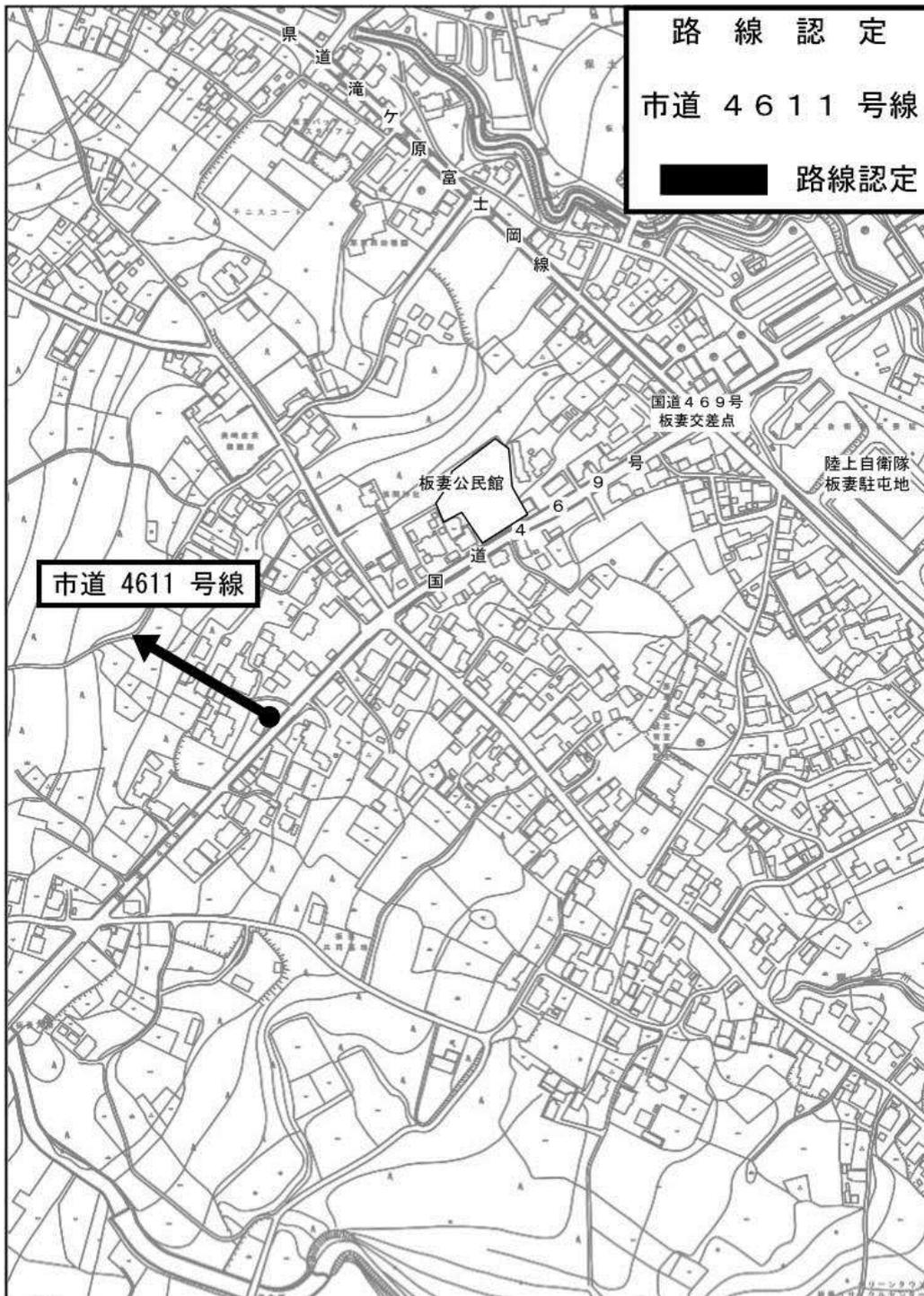
議案第 6 2 号関係資料



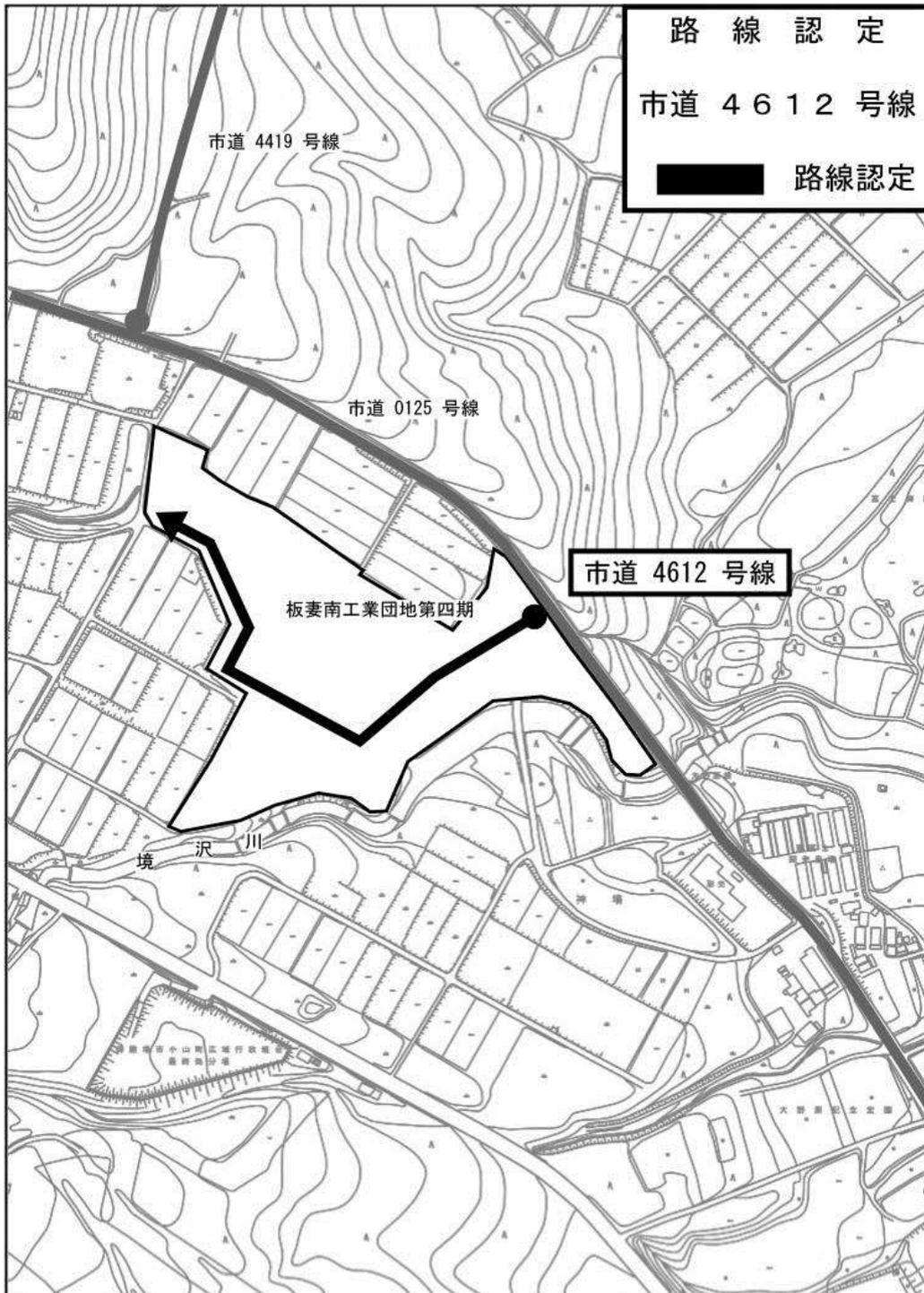
路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
2214 号線	御殿場市北久原487番26地先	御殿場市北久原469番14地先	6.00~6.00	40.05



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
3722 号線	御殿場市駒門 72 番 21 地先	御殿場市駒門 72 番 23 地先	6.01~6.01	48.00
3723 号線	御殿場市駒門 72 番 26 地先	御殿場市駒門 79 番 6 地先	6.01~6.01	21.00



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
4611 号線	御殿場市板妻 474 番 1 地先	御殿場市板妻 458 番 2 地先	4.50~4.50	125.60



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
4612 号線	御殿場市神場2536番96地先	御殿場市板妻831番1地先	9.00~9.00	422.40

同意第 7 号関係資料

御殿場市固定資産評価審査委員会委員候補者経歴概要

氏 名 長谷川 博之（はせがわ ひろゆき）

住 所 【略】

生年月日 【略】

職 業 【略】

学 歴 【略】

職 歴 【略】

公 職 歴 【略】

